

令和4年第3回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和4年3月25日（金） 16時30分開会
17時30分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員
教育長 勝本真二
教育次長 山本昭彦
学校教育課理事 田中 真
教育総務課長 森本陽子
生涯学習課長 北野靖之
教育総務課 課長補佐 峰 修子

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第2号 町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定に伴う教育
委員会事務局職員に係る町長の権限に属する事務の補助執行について

議案第3号 長与町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要
綱について

議案第4号 長与町立学校教職員苦情等審査会実施要領について

議案第5号 長与町立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱に
ついて

議案第6号 長与町教育委員会指導員の設置及び服務規律に関する規則の一部を
改正する規則について

議案第7号 令和4年度学校給食費の額について

議案第8号 令和4年度学校医等の委嘱について

議案第9号 令和4年度会計年度任用職員の採用について

議案第10号 長与町教育委員会事務局職員の異動について

6. その他

(1) 令和4年度予算、主要な施策について

(2) 令和4年度新規採用教職員辞令交付式・町立小中学校入学式への参列について

閉会

○山本教育次長

皆さんお疲れさまです。

もう時間も過ぎて、定足数にも達しておりますので、令和4年第3回定例教育委員会を開催いたします。

初めに勝本教育長に御挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

こんにちは。

今年も新型コロナウイルスの感染症に翻弄された1年だったなと思っております。

各学校では、行事なども、規模を縮小したり、時間短縮をしたりとかして、一応、各学校工夫しながら、実施してまいりました。

おかげで昨日までに、卒業式修了式も、無事終わることが出来ました。

この1年間大きな事件事故等もなく終わることが出来たことを、子供たちを初め、保護者の皆さん、そして地域の皆さん、先生方の御協力のたまものと感謝しております。本当にありがとうございました。

生涯学習関係では、長与三彩の発掘調査を始めました。

一期の調査が終わり、現在は報告書を作成中であります。

また、文化ホール、公民館等の文化施設、それに町民体育館や町民運動広場などのスポーツ施設も新型コロナ感染症の発生前よりも、どうしても施設の閉鎖や、自粛等の関係があって利用者はやや少なくなっておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策等を実施しながら、適切に利用していただいていることを御報告いたします。

これもひとえに、利用者の皆様を初め多くの皆様の御協力のたまものだと感謝しています。

本日も、会議次第にありますように、規則の改正と、議題が数多く予定されております。

これまで同様、忌憚のない御意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたしまして、甚だ簡単でございますが、開会の挨拶に代えさせていただきます。

皆さんどうぞよろしく申し上げます。

○山本教育次長

次に、2月25日に開催いたしました、教育委員会の会議録につきまして御承認をお願いしたいと思います。

御承認いただけますでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

ありがとうございました。

続きまして、次第4の報告になります。

(1) 教育行政、2月26日から本日までの報告でございます。

1 ページをお願いいたします。

初めに、教育総務課です。

3月25日、本日の定例教育委員会の前に今年度で退職されます教職員の方へ退職辞令交付を行いました。

続いて学校教育課です。

3月15日に中学校、3月17日に小学校の卒業式が行われました。

委員の皆様にも御出席をいただき、ありがとうございました。

次に、生涯学習課です。

社会教育委員会を初め、それぞれの委員会におきまして、今年度における事業報告、令和4年度の事業計画案が示され、各委員会で承認をされております。

3月20日になります。昨年、新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催することが出来ませんでした、長与町出身のバイオリニスト中西弾さんと藤木修爾さんによる、教育委員会自主事業 DASH コンサートを町民文化ホールで開催しております。コロナ禍にあって、楽しく癒やされたひとときになったと思います。

24日には、第4回新図書館整備計画検討委員会を開催しております。

基本構想の改定につきまして、具体的に着手をいたしております。

新図書館の基本理念、それから、目指す図書館の姿を、委員皆様の意見をいただき決めていただいたところでございます。

それから、資料にはございませんけども、新型コロナウイルス感染症の対応といたしまして、3月6日をもちまして、まん延防止等重点措置が解除となり、県が発令しておりました特別警戒警報も、感染レベル2の1、警戒警報に引下げられたことに伴いまして、3月7日から、町内公民館、スポーツ施設、文化施設など、図書館につきましても、通常どおりの利用で再開をし

ております。

以上が教育行政でございます。

次に、(2) 学校事故の報告と、(3) 委任事項の報告でございますが、学校事故の報告、そして委任事項はともにございません。

報告は以上となります。

これまでで御質問等ございませんでしょうか。

ないようであれば、次第5、議事に移りたいと思います。

議事の進行を、勝本教育長にお願いいたします。

○勝本教育長

では、議事に入ります。

議案第2号 町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定に伴う教育委員会事務局職員に係る町長の権限に属する事務の補助執行についての提案理由の説明を求めます。

山本次長。

○山本教育次長

それでは、議案第2号 町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定に伴う教育委員会事務局職員に係る町長の権限に属する事務の補助執行についての提案理由を申し上げます。

資料の2ページからになります。

町長部局において補助執行規程を定めることについて、地方自治法第180条の2の規定により、町長からの協議の申入れに対する回答を行うとともに、教育委員会事務局、庶務、規則に関し必要な整理を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○勝本教育長

はい、森本課長。

○森本課長

議案第2号について御説明いたします。

文書管理システムの導入に係る文書事務の見直しに伴い、地方自治法の規定に基づき、町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定が予定されています。

別添1を御覧ください。

補助執行規程第4条の規定により、補助執行に係る事務の専決等については、長与町事務専決規程が準用されます。

補助執行規程の制定は、町における予算執行権等が、町長の専属的権限であるとされるところ、議会事務局職員、及び各行政委員会の補助職員をして、

当該事務を補助執行させることができる旨の規定を整備するものです。

町長の権限に属する事務には、議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。予算を調製し、及びこれを執行すること。決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。財産を取得し、管理し、及び処分すること。公の施設を設置し、管理し、及び廃止することなどがあります。

したがって、議会及び行政委員会の所掌事項に関する上記の事務を執行するに当たっては、本来、その執行を町長への依頼によるか、または、町長の決裁により処理することとなります。

ただし、事務執行上の能率の見地から、これらの事項は、議会及び行政委員会との協議により、その権限を委任し、または議会事務局職員若しくは行政委員会補助職員等をして、補助執行させることが適切であると考えられ、また、現にそうした処理の在り方も一部見られることから、補助執行規程を制定し、その外形を整えるものです。

なお、各条文の改正の主な内容は、長与町事務専決規程に規定されているために、教育委員会事務局庶務規則内での規定は不要となると考えられるための削除と、それに伴う条番号の整理、章名、見出しの新設です。

教育委員会事務局の職員をして、町長の権限に属する事務を補助執行させることに異議がないこと。また、それを受けて、町長部局において定められる補助執行規程に伴い、現行の教育委員会事務局庶務規則を一部改正することにつきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

説明ありがとうございました。

では、議案第2号について質疑はございませんか。廣田委員。

○廣田委員

ありがとうございました。

すみません要するに、どういうことなのか、まとめて分かりやすくよろしくをお願いします。

○勝本教育長

はい、森本課長。

○森本課長

町長に属する事務を教育委員会が委任を受けて、実際実務をしているんですけれども、今まで、この別紙、別添1の補助執行に関する規程というものがありませんでしたので、明確に委任をしていると分かるものがなかった状態です。この規程をつくることによって、実務に即した条文等を整備したという形になります。

○勝本教育長

ほか、質疑はございませんか。ないようでしたら承認ということによろしいでしょうか。では、承認と認めます。

続きまして、議案第3号 長与町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱についての提案理由の説明を求めます。

山本次長。

○山本教育次長

資料の8ページからになります。

議案第3号 長与町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱について、提案理由を申し上げます。

長崎縣市町村学校教職員の人事評価に関する規則第15条第1項の規定に基づき、長与町立学校教職員からの人事評価結果に関する苦情の相談、及び処理を実施することに関し必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、理事より説明をさせます。

○勝本教育長

はい、田中理事。

○田中理事

本要綱は、令和4年4月から長崎県に勤務いたします教職員に対して、新たな人事評価制度が導入されることに伴いまして、長与町立学校教職員からの人事評価結果に関する苦情の相談及び処理を実施するために必要な事項を定めたものです。御審議をよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

はい、では議案第3号についての質疑はございませんか。廣田委員。

○廣田委員

教職員には、この人事評価の結果について苦情相談を受けますよってというのはどういうふうに告知されているのでしょうか。

○勝本教育長

田中理事。

○田中理事

本年度2回にわたりまして、長崎県教育委員会から、第1回目の概要説明、それと4月から開始される要綱についての説明を各学校で行っております。

また4月の段階で、各学校で説明をして、実際新たな評価制度に向けた取組を行っていくという形をとっております。

○勝本教育長

他ございませんか。一応来年度試行ということで、再来年度から、厳密に、審査、人事評価を行って、給料に反映すると。そういう流れになっておりま

す。

ないようでしたら、承認と認めます。

続きまして、議案第4号 長与町立学校教職員苦情等審査会実施要領についての提案理由の説明を求めます。

山本次長。

○山本教育次長

資料の方は13ページになります。

議案第4号 長与町立学校教職員苦情等審査会実施要領についての提案理由を申し上げます。

長与町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱第4条第1項に定める長与町立学校教職員苦情等審査会の実施に関し必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては理事より説明をさせます。

○勝本教育長

田中理事。

○田中理事

はい。本要領は、先ほど第3号議案で御審議いただきました、長与町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理にあたりまして、長与町立学校教職員苦情等審査会の組織、調査、会議等について、その必要な内容を定めたものとなります。御審議をお願いいたします。

○勝本教育長

では議案第4号の質疑はございませんか。苦情があった場合は対応するということですね。

はい、山本委員。

○山本委員

質問でもないんですが、先生方の人事評価に関して、誰が評価をされるか、私はよく知らないんですが、私の意見で考えますと、評価をされて、評価が決まりました。その後に、評価した人が、評価された人に、結果をフィードバックするというか、こういう理由でこういう評価になりましたよとか、そういうことをされてらっしゃるのかをちょっとお聞きしたいんですけども。

○勝本教育長

田中理事。

○田中理事

今現在も人事評価制度を行っていたんですけども、今までは、目標管理シートという形で、まず、一般、普通の教職員であれば、各学校の教頭ないし副校長を1次評価者、校長を2次評価者として、コメント等を書いて、面

談を行って、フィードバックはしておりました。

ただ、人事評価自体については、フィードバックを行っておりませんでした。

また、先ほど教育長からの話にもありましたように、それが給与に反映されるということもあっておりませんでした。

今回、4月から実施されます評価につきましては、能力評価と業績評価の2面から行いまして、評価者は、先ほど申しましたように、一般教諭に関しましては、1次評価者は教頭ないし副校長、2次評価者を校長として評価を行いまして、フィードバックを行うという点が、新たな点です。

そして、令和4年度に行った結果をもって、令和5年の給与への反映につなげていくと、それ以降は、それを、サイクルで回していくという形になっております。

○勝本教育長

はい、山本委員。

○山本委員

ありがとうございました。

評価を受けて、その評価に対して不満を持たれた方が、第三者的な方の意見を聞きたいときに、こういった制度を使うという認識でよろしかったでしょうか。

○勝本教育長

田中理事。

○田中理事

はい、そう解釈いただければと思います。

○勝本教育長

山本委員。

○山本委員

評価を受けて不満に思われた方が、こういったところを出して、納得すればいいと思うんですけども、結局評価者と評価される側の、コミュニケーションがよく取れて、日頃からそういった関係がとれてればいいのかと思うので、こういった問題にならないような、運営の方法をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○勝本教育長

はい、ありがとうございます。

では、議案第4号について、何か他に質問、質疑等はございませんか。

ないようでしたら、承認と認めます。

続きまして、議案第5号 長与町立小・中学校におけるハラスメントの防

止等に関する要綱についての提案理由の説明を求めます。山本次長。

○山本教育次長

はい、資料17ページになります。

議案第5号 長与町立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱についての提案理由を申し上げます。

ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものでございます。詳細につきましては理事より説明をさせます。

○勝本教育長

田中理事。

○田中理事

本要綱は、令和元年6月5日公布の、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律に基づきまして、長与町立小・中学校における各種ハラスメントの防止を図るために必要な事項を定めるものです。

また、令和3年6月4日に公布されました教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律、第4章第17条教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置で示されております学校における、教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査、その他の必要な措置を講ずるものとするための根拠となるものとなります。御審議をお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第5号についての質疑はございませんか。

質疑がないようでしたら、承認と認めます。

続きまして、議案第6号 長与町教育委員会指導員の設置及び服務規律に関する規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。

山本次長。

○山本教育次長

はい資料21ページになります。

議案第6号 長与町教育委員会指導員の設置及び服務規律に関する規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

教育委員会事務局に設置する指導員の職について、社会教育指導員の職を置かないこととするとともに、字句の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○勝本教育長

北野課長。

○北野課長

はい、それでは24ページをお願いします。

今回の改正の内容ですけれども、まず第1条の目的につきましては、総務課行政係の指示のもと、記載のとおり、字句の整理を行っております。

次に第2条の指導員の配置についてでございます。

現在教育委員会内には、見え消しの部分になりますが、(1)のア 学校運営指導員、イ 学校教育相談指導員、そして(2)の社会教育指導員を配置しております。

しかし令和4年度からは、(2)の社会教育指導員を配置しないこととしましたので、社会教育指導員を削除し、記載のとおり、学校運営指導員と、学校教育相談指導員を本文中の第1項に表記する改正を行っております。

なお今回配置しないこととする社会教育指導員につきましては、町の社会教育や生涯学習に対する指導をいただくために、平成24年から教育委員会内に専門職として設置をしておりました。

しかし現在は生涯学習課内に社会教育主事の資格を持った職員を配置しておりますので、社会教育指導員としての一定の役割を終えたと判断し、雇用を取りやめることといたしました。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第6号についての質疑はございませんか。

ないようでしたら、承認ということよろしいでしょうか。承認と認めます。

続きまして、議案第7号 令和4年度学校給食費の額についての提案理由の説明を求めます。

山本次長。

○山本教育次長

資料25ページからになります。

議案第7号 令和4年度学校給食費の額についての提案理由を申し上げます。

長与町学校給食運営委員会規則第2条に基づき、教育委員会からの諮問により審議された事項につきまして、運営委員会より答申がありましたので報告いたしまして、令和4年度の学校給食費の額につきまして承認をお願いするものでございます。詳細につきましては、理事より説明をさせます。

○勝本教育長

はい、田中理事。

○田中理事

資料26ページを御覧ください。

令和3年12月23日付けで、諮問がありました令和4年度給食費の額につきましては、長与町学校給食運営委員会から、そこに示されておりますような答申が出されました。

今回の答申は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面決議によって行われ、全会一致で御手元の額が示されました。

資料27ページを御覧ください。

令和3年度と比べまして、給食回数、1食単価ともに変更はありませんので、1か月の給食費は、昨年度同様に、小学校4,143円、中学校4,805円となっております。

また、昨年6月の教育委員会でご説明いたしましたように、十八親和銀行によるビジネスバンキングウェブの振り込み手数料が、昨年10月から有料化され、1人当たり年間104円の手数料が必要となりましたので、4月分の給食費を、小学校4,247円、中学校4,909円とさせていただいております。ご審議をよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

はい、では議案第7号についての質疑はございませんか。

ないようでしたら承認ということよろしいでしょうか。

はいという返事ですので、承認と認めます。

続きまして議案第8号 令和4年度学校医等の委嘱についての提案理由の説明を求めます。

山本次長。

○山本教育次長

はい、資料29ページになります。

議案第8号 令和4年度学校医等の委嘱についての提案理由を申し上げます。学校医等の委嘱期間の満了に伴い、令和4年度新たに委嘱するものでございます。

詳細につきましては、理事より説明をさせます。

○勝本教育長

田中理事。

○田中理事

30ページをお開きください。

西彼杵医師会、西彼歯科医師会、学校薬剤師部会からの推薦を受けまして令和4年度学校医等委嘱一覧表のとおり、1年間委嘱したいと考えております。

令和3年度からの変更は、耳鼻科医の洗切小学校、高田中学校の高野先生、長与北小学校の馬場先生です。

また、学校薬剤師の長与小学校の長澤先生、長与中学校の富永先生、高田中学校の大場先生に関しましては、令和4年度からの新規委嘱となっております。

ご審議をお願いいたします。

○勝本教育長

はい、では議案第8号についての質疑はございませんか。

ないようでしたら、承認ということよろしいでしょうか。では承認と認めます。

では続きまして、議案第9号 令和4年度会計年度任用職員の採用についての提案理由の説明を求めます。

山本次長。

○山本教育次長

資料は31ページになります。

議案第9号 令和4年度会計年度任用職員の採用についての提案理由を申し上げます。

教育委員会で業務をお願いする町雇いの職員について4月から新たに会計年度任用職員として採用いたします。

あわせて、公民館などの館長の異動がっておりますので、ご報告し承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○勝本教育長

はい、森本課長。

○森本課長

資料の32、33ページをお開きください。

ここに掲載されております各指導員、相談員、教育支援員、長与検定採点員、産休代替計42名の方を会計年度任用職員として採用する予定です。

新任の方を紹介いたします。

学校運営指導員として金崎先生は、GIGAスクール推進指導を中心に、各学校の指導、助言に当たる予定です。

学校教育相談指導員として松尾先生は、相談業務の増加に対応していただくためのものです。

教育相談員として、北小に宮田和子さん。

特別支援教育支援員として、長与小に阿部さなえさん、南小に濱口ともしさん、長与検定採点員として中山美穂さんを新たに採用する予定です。

館長・施設長一覧です。

長与町勤労青少年ホーム館長に、長与時津シルバー人材センターより原口哲也さん、長与町民文化ホール・陶芸の館館長に、長与町社会福祉協議会より帯田由寿さん。スポーツ施設専門員として、生涯学習課の体育施設担当より、出岐美加子さん、以上3名の方々が異動となっております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第9号についての質疑はございませんか。

ないようですので、承認と認めます。

続きまして、議案第10号 長与町教育委員会事務局職員の異動についての提案理由の説明を求めます。山本次長。

○山本教育次長

資料の35ページからになります。

議案第10号 長与町教育委員会事務局職員の異動について提案理由を申し上げます。

3月18日に、令和4年4月1日付けの職員の人事異動につきまして内示がありましたので、ご報告し承認をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。敬称の方は、略させていただきます。

上から島美紀、原雅美、岩瀬博暢、福島なつみが新たに教育委員会へ配属となっております。

また、教育総務課の峰修子が学校教育課に異動となります。

生涯学習課の和田久美子は、会計課に、学校教育課の木須美樹は住民環境課に、生涯学習課の山口功史朗は、上下水道課に異動となります。

次に、教育交流職員の人事異動でございます。

学校教育課指導班指導主事の錦戸恵子が長与小学校へ、代わりに、長崎市の橘小学校より、中山美加が後任として着任をいたします。

生涯学習課スポーツ振興班係長の日高拓郎は、国との人事交流で、スポーツ庁に、それからスポーツ庁からは、津々木晶子が学校教育課に着任をいたします。

以上になります。よろしく願いいたします。

○勝本教育長

はい、では、議案第10号について、質疑はございませんか。

ないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。承認と認めます。

関連しての後は何もありませんかね。

ないようでしたら、事務局の方にお渡しします。

○山本教育次長

はい、ありがとうございました。

それでは、次第6、その他でございますが、その他の(1)、令和4年度予算と主要な施策について、私の方から説明をいたします。

資料の37ページになります。

教育委員会の予算でございますけども、こちら、この表、令和4年度の教育委員会、関係歳出予算になります。

表の下の方、教育委員会歳出合計を見ていただきますと、令和4年度の教育委員会歳出総額は11億7,915万3,000円となっております。

令和3年度の教育委員会歳出の総額が13億7,978万7,000円でございますので、前年度と比較いたしまして、2億63万4,000円、14.5%の減となっております。

40ページをお願いいたします。

令和4年度一般会計予算の状況です。

歳出の表になりますが、長与町一般会計予算の歳出合計が140億2,533万3,000円でございます。

教育委員会予算が占める割合は、全体の8.4%ということになっております。

続きまして42ページ43ページをお願いいたします。

こちら令和4年度における主な事業でございます。

まず、教育総務課、10款教育費、2項小学校費の校舎整備工事でございます。

こちらは老朽化した洗切小学校の給水管の更新、また、高田小学校の外壁改修工事を行うこととしております。

2件の整備工事費、工事監理費合わせまして、9,000万円を計上しております。

続いて次のページになります。44ページ、生涯学習課です。

6款農林水産費、1項農業費、6目多目的研修集会施設管理費、こちらは長与北部地区多目的研修集会施設屋根防水工事設計業務委託料、263万8,000円でございます。

令和5年度に予定しております、同施設の屋根防水工事を実施するための設計業務委託料ということになります。

次に10款教育費、6項社会教育費、4目文化振興費では、長与三彩関連遺構の2期目の発掘調査を行います。

文化財調査専門員報酬や、発掘調査作業委託料、調査のための居宅部分の解体工事など、合わせまして、1,177万円を計上しております。

その下、7項保健体育費、2目体育施設管理費でございます。

今年度、更新をいたしましたスポーツ施設予約管理システムが、4月から稼働をいたします。そのシステムのリース料が主なものでございます。

このシステムの稼働により、窓口で行っておりました、スポーツ施設の予約や使用料の支払いが口座引き落としとなり、窓口に来ずとも手続が可能となります。

続いて学校教育課です。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、相談業務などの増加による、学校教育相談指導員を現在の1名から2名に増員することとしております。

次に7項保健体育費、3目学校給食費の学校給食費公会計化237万6,000円でございますが、こちら令和5年度から給食費の公会計化をするための給食費管理システムの導入経費となります。以上が、令和4年度の主な事業となります。

最後に、4、次のページ46、47ページの基金の状況でございます。

この表は令和4年度、予算書からの抜粋でございますので、前年度末残高見込みの欄が今年度令和3年度末の残高見込みの額ということになります。

まず、上から7つ目の、21世紀ふれあい基金につきましては、今年度残高見込みを8,019万8,000円としております。

この基金により、青少年団体の研修補助として40万円を支出予定でございまして、令和4年度末残高見込額を7,979万9,000円としております。

またその下、教育振興基金につきましては、今年度、1億2万3,000円を積み積立てまして、今年度末残高見込みを、4億9,718万7,000円としております。

以上が令和4年度予算、主な事業、基金の状況でございます。

これまでで、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に、(2)の令和4年度新規採用教職員辞令交付式・町立小中学校入学式への参列についてを、事務局よりお願いいたします。

森本課長。

○森本課長

今お配りしました資料を御覧ください。

委員の皆様へは、先に御案内しておりましたが、令和4年度新規採用教職員辞令交付式を令和4年4月1日金曜日、11時30分より、役場2階第1会議室で開催いたしますので、御案内申し上げます。ご都合のつく方は、ご出席をお願いいたします。

次に、令和4年度入学式のご案内です。小学校が令和4年4月7日木曜日、午前10時より開始です。

また、同日、4月7日に中学校が、午後1時30分より開始です。

委員の皆様におかれましては、お手元の資料にあります担当校にご出席くださいますようお願いいたします。担当校は、事務局から各学校に連絡いたします。

引き続き、教育総務課よりご報告があります。

昨年末に長与町ICTコンテストを行いました。

タブレット端末を用いた授業の実践事例を募集し、全17件の応募をいただきました。

動画を用いて、体育や音楽の授業を分かりやすく説明するものや、デジタル新聞を使って、社会的事象を多面的な視点を持たせるものなど、どれも様々な工夫がなされていました。

有用性、汎用性、アイデアなどの観点から審査をいたしまして、最も高い評価を受けた「修学旅行資料のICT化」に優秀賞、また、「学級会のポートフォリオと司会団良い所見つけ」にアイデア賞、最も多く応募してくださいました、高田中学校に学校賞を送らせていただき、3月4日に教育長より表彰状をお渡しいただきました。

初めての試みでしたが、ICT化推進に協力、貢献いただいたことに感謝いたしますとともに、これらのアイデアが他の方の良い刺激になればと思っております。

可能であれば、今後も続けていければと思っております。以上です。

○山本教育次長

はい、次第6につきましては以上でございますけども、委員の方から何かございますか。よろしいですか。

他にないようであれば、これもちまして教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。